令和 4年度

事務事業評価表(令和3年度 の実績評価)

記入年月日 令和 4 年 4 月 8 [

	1515 . 12			-	-33-XIIIIX (13-10		行	1 4 年	4 ;	∄ 8 🗄	
	事務事業名		事業区分		担当							
	尹仂尹未仁	付震改修促進		新規/継続	継続	事務事業No.	050203	000766				
	政策体系上の位置付け						単独/補助	単独 所属課		060201		
政	総合計画の施策名							別馬味	都市藝	整備課 二二二		
策	政策名	05	快適な暮り	ろしのま	きちづくり				課長名			
体	施策名	02	景観の良い	ハ住環境	節の保全				グループ	都市	改策G	
系	手段名	03	③景観の約	維持・点]上				担当者名			
		則	វ務会計上の	位置付			事業期間					
_	会計 款	項	目 事業	細	一般会計		期間限定複数		成18 年度	1010	1/2/	
	01 08		01 02	00	都市計画総務事		期間限別	定の場合、総	投入量を(3)投入量の	右側に記入	
污	ま令根拠 建築物の配	震改修の保	足進に関する	5法律(以下「耐震改修促進法」	」という。))					

【Do】 1. 事務事業の現状把握(その1)

(1)事務事業の概要

①事務事業の概要(事務事業の全体像)

(3) 投入量(事業費)の推移

〇平成18年度から、国庫補助を活用して桜川市木造住宅耐震診断事業(昭和56年以前に建築された木造住宅の所有者の応募を受けて木造住宅耐震診断士を派遣する事業)を実施したが、応募件数が年々減少したことなどから、平成22年度をもって終了している。

日本 ○ ○ 中成30年6月の大阪北部地震において耐震性に問題のあるブロック塀等が倒壊し、児童をはじめとする尊い人命が失われた事実に鑑み、国庫補助の活用を前提とした補助制度を創設するため、耐震改修促進計画の改定により「桜川市第2次耐震改修促進計画」を策定した。

02年度

中生

②担当者が行う業務の内容・やり方・手順

超川市第2次耐震改修促進計画の策定 〈策定日〉令和2年3月25日 〈計画期間〉令和2年4月1日-令和8年3月31日

○ 桜川市通学路危険ブロック塀等除却費補助金の交付 〈事業期間〉令和2年4月1日-令和5年3月31日 〈申請期間〉事業期間内の各年度の4月1日-9月30日 〈スキーム〉 東部書本、Addust 、Addust 、除却工事

事前調査 -> 交付申請 -> 交付決定 -> 除却工事 -> 完了報告 -> 補助金交付

05年度

(日輝)

06年度

総投入量

1,000

(2)	事務事業の手段	•刈家•	思図と合括標、	指標他の推修	

①手段 (担当者の活動内容)	④活動指標 (活動量を表す指標)	単位	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度
31			(実績)	(実績)	(計画)	(目標)	(目標)
	耐震改修促進計画の改定		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
○ 対象建築物の耐震診断及び耐震改修の 普及・啓発	通学路危険ブロック塀等除却費補助金の 交付件数	件	8.00	4.00	5.00	5.00	5.00
○ 通学路危険ブロック塀等除却費補助金 の交付			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
@### (## III ###II ZUZ @#)	8+4 4 444	単位	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度
②対象 (誰、何を対象にしているのか)	⑤対象指標 (対象の大きさを表す指標)		(実績)	(実績)	(計画)	(目標)	(目標)
○ 住宅 ○ 多数の者が利用する建築物(茨城県が	市内の通学路危険プロック塀等の残存件 数	件	52.00	48.00	43,00	38.00	33.00
所有するものを除く。以下「特定建築物」という。)	市内の通学路危険ブロック塀等の除却件 数		8.00	4.00	5.00	5.00	5.00
○ 通学路危険ブロック塀等			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
③意図 (この事業によって対象をどう変え	⑥成果指標 (対象における意図の達成度		02年度	03年度	O4年度	05年度	06年度
^{③思図} るのか)	の成未担保 を表す指標)	単位	(実績)	(実績)	(計画)	(目標)	(目標)
○ 対象建築物の耐震改修の促進を図り、 ま民の完全の確保に寄与する。	通学路危険ブロック塀等の除却件数	件	8.00	4.00	5.00	5.00	5.00
市民の安全の確保に寄与する。 O 通学路危険ブロック塀等の除却の推進を図り、児童・生徒の安全の確保を寄与す			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
る。			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

O4年度

					(夫禎)		(天禎)	し計画ノ		(日)宗/	しては	iii	放八里
			国庫支出金	千円	671		308	500					
		財	県支出金	千円	190		95	125					
投	事	源	地方債	千円	0		0	0					
	業	内	使用料・手数料	千円	0		0	0					
	費	訳	その他	千円	0		0	0					
入			一般財源	千円	482		216	375					
		all l	掌費計(A)	千円	1,343		619	1,000					
		正	規職員従事人数	人	3.00人	3	3.00人	3.00人					
量													
												1 /	
			03	3年度事業費	実績(千円)				О	4年度事業費	予算(千円)		
	18	負担金	会補助及び交付金	619				18 負担金補助及び	交付金	1,000			
_													
事													
業													
費													
0	,												
内訳													
ā/\	`												

619

03年度

(宝结)

					(桜川市行政評価システム)					
	事務事業名 建築	物耐震改修促進事業	事務事業№.	50203000766	所属課都市整備課					
(4		きっかけは、いつ頃どんな経緯で開始	台されたのか? 開始時期ある	いは5年前と比べてどう	変わったのか?					
		が地震において耐震性に問題のあるブ の活用を前提とした「桜川市通学路危			天われた事実に鑑み、耐震改修促					
(!		関係者(住民、議会、事業対象者、利認 期待の声が寄せられている。	害関係者)からどんな意見や要	望が寄せられているか?	5					
[See】 2. 評価の部	*原則は事前評価。								
			評 価 項 目							
改	①政策体系との整合性 (で	この事務事業の目的は市の政策体系に結び	つくか?意図することが結果に結	びついているか?)						
革改	結びついている	第2次総合計画に掲げる「快適な暮の形成が不可欠である。	らしのまちづくり」の実現を	図るためには、耐震性を	備えた良質な住宅・建築物ストック					
善を	② 公共関与の妥当性 (な	ぜこの事業を市が行わなければならないの)か?税金を投入して、達成するE	目的か?)(法定受託事業は	その名称)					
で行う	妥当である	耐震改修促進法において市町村に耐	対震診断及び耐震改修の促進に	関する努力義務が課せら	られている。					
	③ 成果の向上余地 (成果	」 を向上させる余地はあるか?成果の現状水	(進とあるべき水進との差異はない))か?何が原因で成果向上が	(期待できないのか?)					
	向上余地がある	対象建築物(住宅及び特定建築物)た、市内では約60件の通学路危険	は、桜川市第2次耐震改修促	進計画における耐震化率	の数値目標を満たしていない。ま					
		郷(本及本光左座)上 仕上 1 七月八八日	と郷の大価とての中のはの)		-					
有効	④廃止・休止の成果への影響有	耐震改修促進法において市町村に耐		関する努力義務が課せら						
性	37 🗀 13	61.								
	□ ⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 (類似事業や統廃合の可能性がありますか?(市以外の取り組みも含む)) 「他に手段がある場合) □ 具体的な手段、事務事業名 □									
	余地がない	耐震改修促進法において市町村に 統廃合の可能性はない。	対震診断及び耐震改修の促進に	関する努力義務が課せら	われている。また、類似事業がなく、					
	⑥事業費・人件費の削除余	地(成果を下げずに事業費を削除でき	ないか?やり方を工夫して延	べ業務事業を削減できな	いか ?)					
効率性	削減余地がない	業務委託は、市職員の直性作業と外口ック塀等除却費補助金は、工事に								
	⑦ 受益機会・費用負担の適	↓	に偏っていて不公平ではないか?	・ 会益者負担が公立・公正に	たっているか?)					
公平性	公正・公平である		ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	費用負担は公正・公平	である。また、国庫補助の活用を前					
				こちんり110。						
_		括と今後の方向性(次年度計画と予算								
(1) 1次評価者としての割 ①目的妥当性 ■ 適切 ②有効性 □ 適切 ③効率性 ■ 適切	□ 見直し余地あり ■ 見直し余地あり	(2) 全体総括(振り返り 令和2年度から「桜川市通学 和2年度は8件、令和3年度は 交付件数が少なくなったため	路危険ブロック塀等除却 は4件交付した。	費補助金」の交付事務を開始し、令 を行う。					
	①									
L										
(3) 今後の事業の方向性 □ 終了 ■ 継続	■ 改革改善を行う	(複数回答可) 目的の再設定 □	効率性の改善	(4) 改革・改善による期待成果 (終了・廃止・休止の場合は記入不要)					
	□ 廃止 □ 休止	■ 以単以音を13 J	有効性の改善 □	公平性の改善	コスト 削減 維持 増加					
					<u> </u>					
		5上で解決すべき課題(壁)とその解								
		市通学路危険ブロック塀等除却費補	助金」については、未だ目標作	#数に満たないことか	成維男持					
5.	引き続き交付事務を行う。									
					低下					
					(6)事務事業優先度評価結果					
L					成果優先度評価結果					
		革改善に向けての指摘事項	(O) #C=###################################							
(1) 課長評価		(2) 部長確認及び評価	曲 (課長評価により、)	C、D判定及び確認が必要な場合)					
į	課長確認後の評価		確認欄							
		推持) C:終了、廃止、休止								
	B:継続(改革改									